

食品衛生法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年 3 月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第18号

食品衛生法施行条例の一部を改正する条例

食品衛生法施行条例（平成12年岩手県条例第30号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
別表第4（第9条関係）			別表第4（第9条関係）		
事務	名称	金額	事務	名称	金額
法第26条第1項（法第62条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づき知事が行う食品等の検査	[略]		法第26条第1項（法第62条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づき知事が行う食品等の検査	[略]	
			<u>法第48条第6項第3号に規定する養成施設の登録の申請に対する審査</u>	<u>食品衛生管理者養成施設登録申請手数料</u>	<u>1件 150,000円</u>
			<u>法第48条第6項第4号に規定する講習会の登録の申請に対する審査</u>	<u>食品衛生管理者講習会登録申請手数料</u>	<u>1件 90,000円</u>
法第52条第1項及び政令第35条の規定に基づく飲食店営業の許可の申請に対する審査	[略]		法第52条第1項及び政令第35条の規定に基づく飲食店営業の許可の申請に対する審査	[略]	
[略]			[略]		
備考 改正部分は、下線の部分である。					

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。